

定例会と臨時会

県議会の定例会は、2月、6月、9月および12月の年4回開かれ、県政の方針や予算など、県民生活にとって重要な事項を審議します。

会期は、6月、9月、12月定例会が20日間程度、2月定例会は新年度予算なども審議するため、35日間程度になっています。

また、臨時会は、必要がある場合に開かれます。

本会議と委員会

全議員で構成する会議を本会議とといいます。本会議では、議会の権限(議決、同意、選挙など)に関するすべての意思決定を行っています。

しかし、県の仕事は、県民の多様な行政ニーズに応えるため、複雑で専門的になっています。

そこで、専門的に詳しく審査するために、少数の議員で構成する委員会が設けられています。

質疑と質問

質疑とは、議員または知事から提出された議案に対して、疑問や不明確な点をただす発言をいいます。

また、質問とは、県政に関して執行機関が今までどう行ってきたか、現状はどうか、そして将来はどうするのかについての説明や報告を求めたり、疑問をただしたりする発言をいいます。

本会議では、質疑と質問を一括して行っています。これには代表質問と一般質問があります。

一般質問では、質問する議員が「一括質問・一括答弁式」または「一問一答式」を選んで行います。

	代表質問	一般質問
質問内容	会派を代表して	議員個人の立場から
時期	2月定例会	毎定例会
質問時間	おおむね45分	一括質問・一括答弁式 一問一答式(再質問等を含む)
		30分以内 35分以内

発言通告書

議員は、質疑・質問の内容を発言通告書として、事前に議長に提出することになっています。

答弁者は、この通告書を基に前もって資料を集め、的確に答えることができます。

討 論

議員は、議案などの採決の前に、賛成か反対かの意見を表明することができます。これを討論といいます。

採 決

議長は、議案などの審議が十分に尽くされると出席議員に対して賛成か反対かを問い、通常の場合は過半数で可否を決めます。採決の方法は、通常、起立採決によります。特別な場合は、投票(記名または無記名)によることもあります。

なお、定例会の会期中に審議が十分に尽くされないときは、議会の議決により、次の定例会まで継続審査として所管の委員会に付託し、審査することもあります。

議員提案政策条例

議員は、議員定数の12分の1以上の賛成を得て、条例などの議案を提案することができます。

令和3年度に可決された議員提案政策条例は次の2件です。

- 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 埼玉県ひきこもり支援に関する条例

意見書と決議

県議会は、県の公益に関する事項について、国会や関係行政庁に意見書を提出することができます。また、決議という方法で意思を表明することもあります。

令和3年度に可決された意見書・決議は55件で、主なものは次の通りです。

- ケアラー支援の法制化等を求める意見書
- 盛土による土砂災害の防止に関する法整備を求める意見書
- 在宅医療及び在宅介護従事者の安全確保を求める意見書
- 児童養護施設の入所者・退所者に対する支援充実を求める意見書
- 命と生活と事業を守るために原油価格高騰への対処を求める意見書

